

教育・保育給付認定における

利用者負担額(保育料)・副食費のしおり

目次

▼子どもの区分が1～3号認定共通

市町村民税申告等の確認について

……1ページ

▼子どもの区分が3号認定 & 2号認定(2歳児クラス)の方はこちら

利用者負担額(保育料)の算定について

……2ページ～3ページ

▼子どもの区分が1号認定 & 2号認定(3～5歳児クラス)の方はこちら

副食費の徴収免除について

……4ページ

税の
申告等

お忘れでは ありませんか？

市町村民税申告等の確認について～こんな場合「仮決定」になっています～

① 転入または単身赴任などで、賦課期日(令和2年1月1日)現在において他市町村に居住していた場合

⇒枚方市で市町村民税額が確認できないため、次のいずれかを保育幼稚園入園課に提出して下さい(郵送可)。

- 市町村民税課税証明書《令和2年度》(税額控除の内訳の記載があるもの・課税されている市町村にて発行・発行手数料有料)
- 「個人番号(マイナンバー)提供の届出書」(市指定様式・窓口にて配付)

※市町村民税の申告を行っていない場合は利用者負担額(保育料)等の決定ができません。賦課期日現在にお住まいの市町村にて事前に税の申告手続きを済ませたうえでご提出ください。

② 市民税の申告を行っていない場合(賦課期日(令和2年1月1日)現在において枚方市に居住している方のみ)

⇒枚方市役所市民税課にて市民税申告《令和2年度》の手続きを行い、その旨を保育幼稚園入園課まで連絡して下さい。

対象年月及び申告に必要なもの 申告内容は平成31年1月～令和元年12月の所得金額・各種控除など。

- ①昨年中の収入が分かるもの(源泉徴収票・賃金支払明細書・収支帳簿類等)
- ②印鑑
- ③所得控除に必要な各種領収書または証明書等(医療費控除の明細書・社会保険料・生命保険料・地震保険料・国民健康保険料・国民年金保険料・介護保険料等)
- ④本人確認書類(運転免許証等とマイナンバー確認書類)。

※平成31年中が無収入の場合や非課税所得(雇用保険・障害年金・遺族年金・児童手当等)のみの場合でも、保育料の算定や副食費の徴収免除を行うために税の申告が必要です。必ずお手続きください。

※市ホームページで市・府民税申告書を作成、郵送にて申告可能です。詳細は市ホームページや広報ひらかた2月号等を参照して下さい。

保護者が上記のいずれかに該当する場合、利用者負担額(保育料)が最高額でのお支払いとなる場合があります。また、「副食費の徴収免除」の取り扱いができないことがあります。

利用者負担額（保育料）の算定について

子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額（保育料）は、世帯にかかる市町村民税額、児童の教育・保育給付認定の内容、兄弟姉妹の有無に応じて決定します。枚方市では令和2年4月分より、生計を一にする第二子以降の利用者負担額（保育料）の無償化を実施しています（枚方市独自の多子軽減）。

【参考】国基準】保育所、幼稚園等を利用する子どものうち2番目の子どもは半額、3番目以降の子どもは無料。

※ 市町村民税の所得割額が父母合算で57,700円未満の世帯については、年齢による制限を撤廃。

※ 市町村民税の所得割額が父母合算で77,101円未満の在宅障害児（者）がいる世帯やひとり親世帯等については、生計を一にする1番目の子どもを半額、2番目以降の子どもを無料。

1 利用者負担額（保育料）の算定

- (1) 利用者負担額（保育料）は、次ページの利用者負担額表をご覧ください。
- (2) 利用者負担額（保育料）は、4月分から8月分までは「前年度分」の市町村民税額を基礎として、9月分から3月分までは「当該年度分」の市町村民税額を基礎として算定します。市町村民税額に変更等があった場合は、それに応じて利用者負担額（保育料）を変更する場合があります。
- (3) 祖父母と同居の場合や別居でも祖父母が父母等を扶養している場合等は、祖父母の市町村民税額を考慮することがあります。
- (4) 在宅障害児（者）がいる世帯やひとり親世帯等で市町村民税の所得割額が世帯で77,101円未満の子どもについては、利用者負担額（保育料）の軽減（半額）を行います。

2 市町村民税額の確認方法について

市が公簿等により市町村民税額を確認いたします。なお、令和2年1月1日以前に枚方市に住民票がない方で、マイナンバーの届け出を行っていない場合は市町村民税課税証明書（※）の提出が必要です。

※ 市町村民税課税証明書は税額控除前所得割額と調整控除の額が分かるものを転入前の市町村において、発行してもらってください。その際、発行手数料をご負担いただく場合があります。

※ 海外赴任等により、国外における収入がある場合の必要書類についてはお問い合わせください。

【重要】市町村民税の申告等をされていない場合は、公簿等で市町村民税額を確認することはできません。その場合、枚方市独自の多子軽減を適用できないことがあります。また、最高階層での利用者負担額（保育料）をご負担いただく場合があります。なお、一定の期間内に申出いただき、税額が確認できた場合には差額を還付させていただきます。収入がなく、非課税の場合であっても、利用者負担額（保育料）算定のため、税の申告が必要となりますので、本誌1ページをご参照いただき、すみやかにお手続きを行ってください。

3 支払方法等

(1) 保育所（園）、公立小規模保育事業実施施設

- ・枚方市への支払いとなります。
- ・利用者負担額（保育料）の支払いは、口座振替でお願いします。月末（12月は25日）にご指定の口座から振替します。（金融機関等が休みの場合は翌営業日）。口座振替開始までは、市が発行する納付書でお支払いください。口座振替の申込みはお取り扱いのある金融機関にてご提出ください。

(2) 認定こども園、私立小規模保育事業実施施設

- ・直接、利用施設等へのお支払いとなりますので、お支払方法等は、各施設等にお問い合わせください。

4 利用者負担額（保育料）を滞納した場合

保育所（園）等を通じての督促状や催告書の送付、地方税法の例により滞納処分（給料、預金、不動産等の差押等）を行う場合があります。また、延滞金が発生する場合がありますのでご注意ください。

利用者負担額（保育料）に滞納のある世帯については、保育利用のお申し込みに関して、利用調整（選考）に係る点数の減点を行うため、兄弟姉妹の方の利用調整（選考）において不利な扱いとなります。

利用者負担額（保育料）表 ※金額は、上段が保育標準時間、下段が保育短時間

各月の初日における教育・保育給付認定保護者の属する世帯の区分		階層区分	利用者負担額（月額）	単位：円
被保護者世帯等		1		0
市町村民税非課税世帯		2		0
市町村民税所得割非課税世帯 (2階層に掲げる者を除く。)		3		6,500 6,300
市町村民税の所得割が次に掲げる額である世帯（他の階層の世帯を除く。） ※利用者負担額算定における所得割額では、調整控除を除く税額控除（住宅借入金特別控除、寄附金控除等）は適用しません。	10,000円未満	4-1		9,000 8,800
	10,000円以上 19,000円未満	4-2		10,300 10,100
	19,000円以上 44,000円未満	4-3		11,500 11,300
	44,000円以上 53,000円未満	4-4		13,700 13,400
	53,000円以上 70,000円未満	4-5		16,000 15,700
	70,000円以上 83,000円未満	4-6		21,000 20,600
	83,000円以上 115,000円未満	4-7		25,500 25,000
	115,000円以上 142,000円未満	4-8		28,000 27,500
	142,000円以上 190,000円未満	4-9		36,000 35,300
	190,000円以上 235,000円未満	4-10		39,000 38,300
	235,000円以上 304,000円未満	4-11		44,000 43,200
	304,000円以上 346,000円未満	4-12		46,500 45,700
	346,000円以上 446,000円未満	4-13		50,600 49,700
	446,000円以上	4-14		52,000 51,100

- ※ 前年度の末日における満年齢が3歳以上である場合の利用者負担額（保育料）は無料です。
- ※ 枚方市独自の多子軽減による第2子以降は無料となります。ただし、市町村民税が未申告等により確認できない場合は、枚方市独自の多子軽減を適用できない場合があります。この場合、国基準の多子軽減が適用され、枚方市独自の多子軽減による第2子以降の子どもであっても最高階層での料金を適応する場合があります（国基準の多子軽減が適用され第二子認定となる場合は表に定める額の半額となります）。本誌1ページをご覧ください。
- ※ 市町村民税所得割の世帯合算額が77,101円未満であるひとり親世帯、在宅障害者（児）世帯等については、表に定める額の半額となり、国が定める基準により上限が9,000円となります。
- ※ 婚姻歴のない非婚のひとり親世帯に対して、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。税を控除するものではありません。また、寡婦（夫）控除を適用した場合でも利用者負担額等の金額が変わらない場合があります。
- ※ 被保護世帯等には、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯が含まれます。
- ※ 自己の都合によらないものや傷病による離職、災害などにより世帯の負担能力に著しい変動が生じ、徴収金等の負担が困難であるなどの場合、当該世帯について仮定の市町村民税額により階層区分の認定を行う場合があります。

【利用者負担額（保育料）についてのお問合せ先】
 枚方市 子ども未来部 保育幼稚園入園課
 TEL 072-841-1472（直通）、FAX 072-841-4319

副食費徴収免除について

以下の要件に該当する児童については、利用する施設に支払う副食費(おかず代)の徴収が免除されます。

①: 市町村民税所得割額 57,700 円未満 (※) 世帯の子ども (国基準)

※ ひとり親世帯や、在宅障がい児(者)がいる世帯については、市町村民税所得割額 77,101 円未満までの子どもが免除対象となります。また、教育・保育給付認定の1号認定を受けている子どもについても、市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯が免除対象となります。

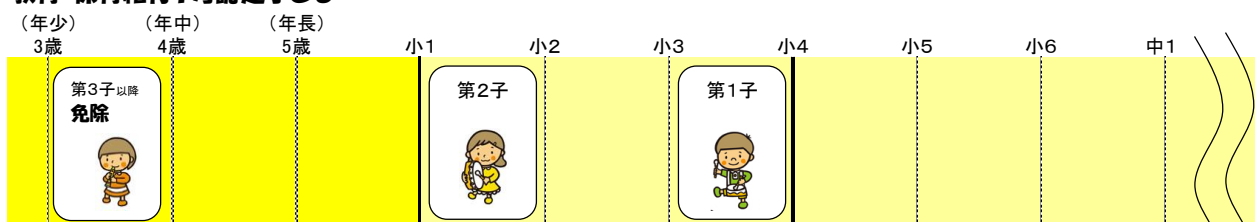
②: 保育所・幼稚園等を利用する兄弟 (※) が2人以上いる子ども (国基準)

※ 教育・保育給付認定の1号認定を受けている子どもについては、小学校1年生から3年生の間の兄弟も含めて2人以上いる子どもが免除対象となります。

教育・保育給付2号認定子ども



教育・保育給付1号認定子ども



③: ①②以外の生計を一にする兄弟がいる子ども (市基準) 枚方市独自の多子カウント

教育・保育給付1号認定子ども、2号認定子ども



【重要】生計を一にする兄弟がいる場合でも、未申告等により世帯の市町村民税額が確認できない場合は対象外となります。本誌1ページをご覧ください、すみやかに市民税の申告等のお手続きを行ってください。

【副食費徴収免除についてのお問合せ先】
枚方市 子ども未来部 保育幼稚園入園課
TEL 072-841-1472 (直通)、FAX 072-841-4319